キャッシュ・フロー計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
年金給付支出	△	296,293,258,797
基礎年金拠出金支出	△	238,188,941,153
年金保険者拠出金支出	△	18,355,143,132
厚生年金拠出金支出	△	165,704,309,812
共済業務勘定への繰入による支出	△	1,788,058,000
その他の業務支出	△	6,987,594,288
保険料収入		147,799,720,759
共済掛金収入		255,546,103,770
基礎年金交付金収入		5,723,467,882
厚生年金交付金収入		149,723,259,000
資産運用収入		3,247,592,516
補助金等収入		128,253,992,643
助成勘定からの受入による収入		131,439,000
その他の業務収入		7,405,526,668
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	29,486,202,944
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	763,900,000,000
定期預金の払戻による収入		793,900,000,000
譲渡性預金の預入による支出	△	169,100,000,000
譲渡性預金の払戻による収入		154,300,000,000
長期性預金の取得による支出	△	208,000,000,000
長期性預金の償還による収入		210,900,000,000
他勘定への貸付による支出	△	25,572,423,883
他勘定からの貸付金回収による収入		35,465,962,289
投資活動によるキャッシュ・フロー		27,993,538,406
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	1,492,664,538
Ⅵ　資金期首残高		2,056,662,109
Ⅶ　資金期末残高		563,997,571

※平成27年９月30日までは、長期勘定に係るものである。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		109,360,222,320
当期総利益	109,360,222,320	
Ⅱ　利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	50,677,636,482	
経過的長期給付積立金	58,682,585,838	109,360,222,320

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	718,546,579,342		
繰入金	1,788,058,000		
臨時損失	64,332,469	720,398,969,811	
(2)　（控除）自己収入等			
保険料収入	△173,296,078,041		
掛金収入	△229,320,919,536		
基礎年金交付金収入	△ 5,723,467,882		
厚生年金交付金収入	△149,723,259,000		
年金特別会計より受入	△ 15,964		
退職一時金等返還金収入	△ 907,804,943		
受入金	△ 131,439,000		
財務収益	△141,923,632,527		
雑益	△ 244,994,339		
臨時利益	△ 92,350,593	△701,363,961,825	
業務費用合計			19,035,007,986
Ⅱ　行政サービス実施コスト			19,035,007,986

※平成27年９月30日までは、長期勘定に係るものである。

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

事業団法並びに財会省令に定めのある事項を除き、当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」(平成28年２月改訂）を適用しております。

１．勘定及び経理の新設について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行に伴う事業団法の改正及びこれを受けた財会省令の改正により、平成27年10月１日（以下、「施行日」という。）をもって長期勘定に代わり、厚生年金勘定を新設しております。

また、厚生年金勘定の内訳として、厚生年金経理及び職域年金経理の各経理単位を設けております。

２．厚生年金保険給付積立金の当初額

改正後の財会省令附則第２条により、改正前の財会省令第19条に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第27条第１項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、改正後の財会省令附則第４項の規定により読み替えられた改正後の財会省令第19条に規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなされます。